

一市二制度について

※ 国民健康保険料の合併による経過措置が終了しました

～ 旧堺市域と同じ保険料率になります ～

美原区の国民健康保険料の制度については、平成 20 年度から旧堺市域に統一されていますが、「医療分」保険料率については、平成 22 年 3 月 31 日まで合併による経過措置が設けられていました。

国民健康保険法に定められた合併の経過措置期間は最高 5 年間のため、この「医療分」保険料率の経過措置も終わり、4 月 1 日から旧堺市域と同じ保険料率に統一しています（下図をご覧ください。）。

なお、4 月にお送りした仮算定納額通知書は平成 21 年度の美原区の保険料率で算定した仮算定期間（4 月～6 月）の保険料の通知書です。

7 月 6 日頃に、新しい保険料率で算定しなおした本算定納額通知書をお送りしますので、平成 22 年度の保険料額については、こちらでご確認ください。

問合 美原区役所保険年金課（TEL363-9314 FAX363-0020）へ

平成 21 年度の保険料		平成 22 年度の保険料
<美原区>	<旧堺市域>	<堺市全体>
経過措置による差		美原区も、旧堺市域と同じ保険料率で賦課されます。
医療分	医療分	
所得割 68/1000 均等割 24,920 円 平等割 23,240 円	所得割 95/1000 均等割 29,640 円 平等割 24,000 円	
支援分	支援分	
所得割 26.7/1000 均等割 8,160 円 平等割 6,480 円	所得割 23.2/1000 均等割 6,240 円 平等割 8,640 円	
介護分	介護分	介護分
所得割 21.5/1000 均等割 12,000 円 (40～64 歳の方が対象)	所得割 23.4/1000 均等割 12,600 円 (40～64 歳の方が対象)	
※ 4 月にお送りした <u>仮算定納額通知書</u> は、上記左側<美原区>の料率で計算しています。		※ 7 月にお送りする <u>本算定納額通知書</u> は、上記の料率で計算しなおします。

※ 4 月 1 日からごみの制度が変わります

ごみの制度については、合併後も旧美原町制度を継続してきましたが、3 月 31 日をもって一市二制度による経過措置期間を終了します。

詳しくは、2 月に配布した「資源とごみの出し方便利帳（封筒入り）」をご覧ください。なお、分別方法や地域によっては収集曜日が変更になりますので、同便利帳に記載している町名別収集曜日一覧表で確認し、決められた日に搬出してください。

問合美原区役所自治推進課（電話 363-9320 FAX361-1817）か北部環境事業推進センター（電話 228-7429 FAX229-4454）へ。

●清掃工場へのごみの搬入のお知らせ

南河内清掃施設組合への美原区の自己搬入ごみの受け入れは、3月31日をもって終了します。

4月1日からは、クリーンセンター東工場（東区石原町1丁102）かクリーンセンター南工場（南区御池台5丁1-1）へ搬入してください。

問合クリーンセンター管理課（電話 252-0815 FAX251-9646）かクリーンセンター南工場（電話 299-0700 FAX294-1630）へ。

●粗大ごみ専用シール（そら色のシール）が平成22年10月1日から使えなくなります。

市では、平成17年から1市2制度として継続していたごみの制度を、平成22年4月1日に制度統一を行いました。このことに伴い、美原区の旧制度の粗大ごみ専用シールも廃止としましたが、平成23年3月31日まで使える粗大ごみ専用シール（そら色のシール）に限り平成22年9月30日まで使用できることとしておりますので、今月中にご利用ください。

なお、平成22年10月1日からは、以下の手順により排出してください。

- ① 「粗大ごみ受付センター」に電話で申し込みます。

フリーダイヤル 0120-00-8400 携帯電話からは 06-6485-5048

- ② 「粗大ごみ処理券」を購入します。

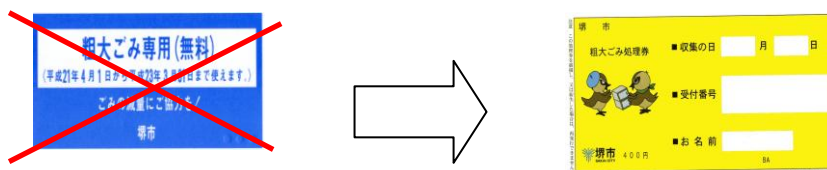
※堺市内のコンビニエンスストアなどで購入してください。

- ③ 粗大ごみを出します。

収集当日の午前8時までに、収集日・受付番号・お名前を記入し、品物ごとによく見えるところに粗大ごみ処理券を貼って、決められた場所に出してください。

詳しくは、「粗大ごみ出し方マニュアル」・「資源とごみの出し方便利帳」をご覧ください。

問合環境業務課（TEL228-7429 FAX 229-4454）へ。



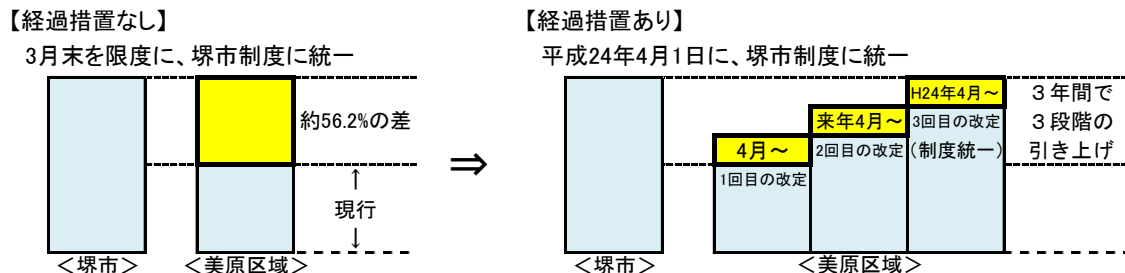
※美原区の下水道使用料

平成17年2月の合併以来、美原区(旧美原町)域の下水道使用料は、合併前の料金制度を継続してきましたが、上下水道局では、この「一市二制度」の解消に向けて、美原区域のお客さまの急激な負担増加を緩和するための経過措置を今月から実施します。

●経過措置の概要

美原区域と旧堺市域との下水道使用料を比べると、平均で約56.2%（平成19年度決算値比較）と大きな差があり、条例では3月末を限度に、堺市の制度に統

一するとしていましたが、一度に統一した場合、お客さまの急激な負担増加となるため、その緩和措置として下水道使用料の統一期限を2年間延長し、4月に検針する分から今後3回に分けて段階的に引き上げ、平成24年4月に堺市制度に統一します。(下図参照)



●美原区域の料金単価表（下水道使用料：1カ月分の税抜額）

◎3月検針分まで (単位:円)

従量料金の使用区分	単価
基本料金(8m ³ 以下)	600
9 m ³ ~ 20 m ³	100
21 m ³ ~ 30 m ³	115
31 m ³ ~ 50 m ³	130
51 m ³ ~ 70 m ³	150
71 m ³ ~ 100 m ³	175
101 m ³ ~ 500 m ³	205
501 m ³ ~	230

◎経過措置期間と制度統一以降 (単位:円)

従量料金の使用区分	4月～	来年4月～	H24年4月～
基本料金	635	670	715
1 m ³ ~ 10 m ³	20	35	50
11 m ³ ~ 20 m ³	130	140	140
21 m ³ ~ 30 m ³	135	160	200
31 m ³ ~ 50 m ³	155	185	210
51 m ³ ~ 100 m ³	185	220	270
101 m ³ ~ 500 m ³	245	290	335
501 m ³ ~ 1,000 m ³	275	325	360
1,001 m ³ ~	275	330	395

(注)ご請求につきましては、1回に2ヶ月分の料金を、水道料金と合せてご請求させていただいております。

◎下水道使用料の計算例(2ヶ月分)

一般家庭の標準的な使用水量(40m³)で計算すると次のようになります。

<p>基本料金(2か月分) = 1,270 (円)</p>	
<p>使用区分※ (改定単価)</p>	<p>基本料金(2か月分) = 1,270 (円)</p>
<p><従量料金> 1 ~ 20 m³ ⇒ [20 (円/m³)] × 20 m³ = 400 (円)</p>	
<p>21 ~ 40 m³ ⇒ [130 (円/m³)] × 20 m³ = 2,600 (円)</p>	
<p>※2ヶ月検針での下水道使用料は、使用区分を2倍にして計算します。 3,000 (円)</p>	
<p>(基本料金) (従量料金) (消費税)</p>	
<p><合計> [1,270 (円) + 3,000 (円)] × 1.05 = 4,483 (円)</p>	

●経過措置期間と制度統一以降の下水道使用料の推移 (2ヶ月分の税込額)

(単位:円)

使用水量 (m ³)	3月 検針分まで	経過措置1年目		経過措置2年目		制度統一後	
		⇒ (増加額)	4月 検針分～	⇒ (増加額)	来年4月 検針分～	⇒ (増加額)	H24年4月 検針分～
20	1,680	73	1,753	389	2,142	409	2,551
30	2,730	388	3,118	494	3,612	409	4,021
40	3,780	703	4,483	599	5,082	409	5,491
50	4,987	914	5,901	861	6,762	829	7,591
60	6,195	1,123	7,318	1,124	8,442	1,249	9,691
70	7,560	1,386	8,946	1,438	10,384	1,512	11,896
80	8,925	1,648	10,573	1,754	12,327	1,774	14,101

詳細な水量については、上下水道局ホームページ

(<http://water.city.sakai.lg.jp/>)でご覧になれます。

問合 上下水道局経営企画課 (電話 250-9227 FAX250-6600) へ。

※みはら大地幼稚園 保育料などの改定のお知らせ

合併の経過措置としてみはら大地幼稚園と他区の市立幼稚園の保育料には違いがありましたが、平成23年4月1日から市立みはら大地幼稚園の保育料などを改定します。改定内容は、下記のとおりです。

▲改定内容

△保育料については、平成23年度新入園の3歳児から段階的に改定します。

(現在、在園中の3歳・4歳児は卒園まで保育料に変更はありません。)

△入園料については、平成23年度入園児から徴収します。

△減免制度については、平成23年度から範囲を拡充します。

▲保育料・入園料について

※保育料の表示金額は月額です。(年10回払で8月と3月は保育料の徴収はありません)

種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入園料	無し	10,000円	10,000円	10,000円
保育料	3歳児	9,600円	12,000円	12,000円
	4歳児	8,400円	8,400円	12,000円
	5歳児	7,800円	7,800円	12,000円

▲減免等の制度について

現 行	改 定 後
生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯 (20,000～78,000円の補助金制度)	生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯、児童扶養手当受給者、長期疾病、生業不振、失業や天災等で保育料の支払いが困難な方、児童福祉法に基づく施設入所者 (入園料・保育料の全額免除制度)

問合 学務課 (電話 228-7485 FAX228-7256) へ。

※4月1日から美原区の保育所保育料制度が変わります

保育所保育料については、合併後も旧美原町制度を継続してきましたが、3月31日をもって一市二制度の経過措置期間が終了するため、4月1日から次のように変わります。

4月1日以降に児童が新規入所する世帯(2人目以降のきょうだいが入所した世帯を含む)は、堺市基準額表(下表)を適用します。

なお、3月31日現在で在園児童のいる世帯は、これまでの美原区基準額表を卒園まで適用します。

問合 保育課 (TEL 228-7231 FAX222-6997) か美原区役所地域福祉課 (TEL363-9316 FAX362-0767) へ。

平成 22 年度保育所費用徴収基準表

税額等による階層区分		徴収金額(月額)			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0	0	0
B1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯(母子世帯等)	0	0	0
B2		市町村民税非課税世帯(一般世帯)	5,000	3,000	3,000
C1		市町村民税課税世帯(均等割の額のみ世帯)	10,000	8,000	8,000
C2		市町村民税課税世帯(所得割の額のある世帯)	12,000	10,000	10,000
D1	A階層を除き前年度分の所得税の課税世帯であって、その所得税の額が右の区分に該当するもの	19,000円未満	17,000	15,000	15,000
D2		19,000円以上 50,000円未満	25,000	23,000	23,000
D3		50,000円以上 75,000円未満	30,000	27,000	25,000
D4		75,000円以上 153,000円未満	40,000	30,000	28,000
D5		153,000円以上 403,000円未満	45,000	30,000	28,000
D6		403,000円以上 540,000円未満	54,000	30,000	28,000
D7		540,000円以上	56,000	30,000	28,000